

宇治川への落ち葉の不法投棄にかかる今後の改善策について

令和7年3月14日に報告しました「宇治川への落ち葉の不法投棄について」にかかる、今後の改善策についてご報告します。

記

1. 既報告の内容

①経過（概要）

本年2月19日に観光地等清掃業務を委託している一般社団法人宇治高齢者事業団（以降、事業団）が、天ヶ瀬吊橋付近の清掃時に集めた落ち葉を市道山王仙郷谷線の歩道から宇治川河川敷へ投棄していることが確認された。

②問題点

事業団は、清掃員に対して落ち葉の投棄が法令違反となることを指導・管理できていなかった。

市は、契約書に従い業務完了届により確認を行っていたが、作業内容を確認できる写真や処分場への搬入記録等の添付を求めておらず、確認が不十分であった。

③事業団からの聞き取り

落ち葉の投棄が法律に触れる行為であると十分指導、管理できておらず、深く反省し、重大なことと受け止めて、今後、再発防止に取り組むことを周知・徹底した。

また、本件の落ち葉の収集は毎年2月に、3～4年前から実施してきた。

2. 令和6年度の対応

事業団に対して、市道山王仙郷谷線の山側のフェンス及び天ヶ瀬公園、白川浜公園など清掃可能な範囲において改めて清掃を指示した。また、文書により法令順守の徹底を指導するとともに、業務完了報告に際しては作業内容を確認できる写真及び書類の提出を求めることとした。

あわせて、令和6年度事業契約分のうち、運搬、処分されなかった落ち葉の処分費用として54,000円を減額する変更契約を行った。

3. 今後の改善策

○契約内容の見直し

仕様書において、作業内容を確認できるよう写真や処分場への搬入記録等の添付を求める。

○契約手法

今年度の新たな契約については、これまでの随意契約を改め、一般競争入札とする。